総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［アジア拠点化・国際物流分野］

平成25年度

さがみロボット産業特区

［指定：平成25年2月、認定：平成25年6月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（5.0＋3.7）／2＝4.4

B

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1−1	「県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）」：安全・安心に係る「あまり満たされていない」「ほとんど満たされていない」などマイナス評価の割合の合計	A	A
1−2	「県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）」：健康・福祉に係る「あまり満たされていない」「ほとんど満たされていない」などマイナス評価の割合の合計	A	
2	実証実験等の実施件数	A	
3	ロボット関連事業所の集積割合	代替指標	

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
3	県の企業誘致施策におけるロボット関連企業の事業所建設計画認定件数	A

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×3＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0）／3＝5.0　①…　5.0

■ 地方公共団体による特記事項

なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「県民の満足度」について、「県民ニーズ調査」の項目にもとづいて目標を設定することが、生活支援ロボットの実用化とどう関係しているのか不明であり、県民満足度（安心・安全・健康・福祉）の計測が計画実現度の測定に妥当な指標であるとは考えにくい。重点プロジェクト、公募型ロボット実証実験支援事業、神奈川版オープンイノベーション等の有益な施策を行っている点は評価したい。
・「実証実験等の実施件数」について、少子高齢化社会における介護や災害時の捜索・救助等に資する生活支援ロボットの実用化に向け、実証実験の実施件数を数値目標と置くことは妥当である。
・「ロボット関連事業所の集積割合」を評価指標として置くことは妥当であり、「ロボット関連事業所の集積割合」の代替指標として、「県の企業誘致施策におけるロボット関連企業の事業所建設計画認定件数」を用いることも妥当だと考える。ただし、『経済センサス』が毎年公表されていないことから代替指標が用いられているが、『工業統計調査』の事業所数（2694ロボット製造業）で代替できるのではないだろうか。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…　0.7

ｉ）の評価　①＋②（注：上限を5.0とする）　5.0

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	「県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）」	C
2	実証実験等の実施件数	B
3	ロボット関連事業所の集積割合	B

（専門家所見（主なもの））
・「県民の満足度」の向上という評価指標ではなく、「新規ロボット関連事業が生み出す新たな経済効果」等の指標であることが望ましいのではないか。県民の満足度をみるのであれば、そもそも不満足度の理由が何かを検証する必要がある。
・「実証実験等の実施件数」について、自主的な取組み目標として、当初の数値目標の1.5倍を目指すという積極的な姿勢は見てとれるが、それを実現させるためにも具体的な取組みについての言及が必要である。H25年度目標の16件からH29年度の60件までにはおよそ4倍近い開きがあり、今後の取組に期待したい。
・「ロボット関連事業所の集積割合」については、単なる企業誘致ではなく、ロボット関連産業の集積のために何が必要かを検討した取組みとする必要がある。「県版特区」の取組み等も活用し、ロボット関連事業所の集積を進めてゆく計画が整っている点は評価したい。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×2＋3×1＋2×0＋1×0）／3＝3.7	3.7

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.0+4.5)／2＝4.3

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●医療機器製造販売承認等の手続の円滑化

（概要）

・厚生労働省から、企業等がロボットの実証実験にあたって医療機関に協力を求めることや、医療関係者に対してロボットのデモンストレーションを行うことについて薬事法上の運用等が示され、実施に係る条件の詳細を確認できたことにより、各種ロボットについての薬事相談や、医療関係者が協力しての実証実験等を円滑に進めることができた。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価（参考意見））

・なし

●利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化

（概要）

・総務省から、電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許なしでUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示されたことを踏まえ、平成26年２月に被災者探索ロボットの実証実験を実施することができた。

また、実験試験局の免許が必要となった場合でも、手続の円滑化について総務省の協力が得られている。

（規制所管府省（総務省）の評価（参考意見））

・総務省においても引き続き利便性向上に向けた検討を進めて参りたい。

●道路使用許可手続の簡略化

（概要）

・警察庁から、県警本部との調整により道路使用許可に係る許可期間の延長は可能との見解が示され、県警本部の協力の下で連続9日間の道路使用許可が得られたため、平成25年12月に自動運転車椅子の実証実験を実施することができた。

（規制所管府省（警察庁）の評価（参考意見））

・なし

●「県版特区」の推進

（概要）

・国土交通省から、「市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和」や「市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止」について、一定の条件の下で地域独自の緩和が可能との見解が示されたため、県等において検討を重ね、県が権限を持つ土地利用に関する規制を見直す「県版特区」を平成26年度当初から開始することができた。

（規制所管府省（国土交通省）の評価（参考意見））

・なし

●「超音波診断ロボット」を活用した遠隔診療

（概要）

・厚生労働省から、一定の条件の下で遠隔診療に「超音波診断ロボット」を活用可能との見解が示されたため、事業者において本格的に同ロボットの実用化に取り組むことが可能となったほか、医療従事者の協力も得られ、平成26年１月に実証実験を実施することができた。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価（参考意見））

・なし

（専門家所見（主なもの））

・生活支援ロボットの実現に向けて重要な取組みであると評価できる。

4.5

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

・財政支援措置としては3件の活用実績があり、事業の進捗に一定の効果をもたらしていると考えられる。

3.5

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(4.5+3.5)／2＝4.0

4.0

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

・「インベスト神奈川2ndステップ＋」等による企業誘致施策により、既にロボット関連の7事業所が認定され産業集積に貢献している。今後は、今年度から始まる「県版特区」制度により、企業立地の要件見直し等の規制緩和措置を活用し、更なる産業集積を進めてゆく計画が示されており、評価できる。

4.5

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度において委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

(4.4+4.3)/2+1.00＝5.5（注：上限を5.0とする）

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・総合特区計画認定後一年目であるが、多岐に亘る規制緩和措置や企業誘致促進施策を活用し、実証実験件数・企業立地件数の双方とも年度目標を大幅に超える実績を上げている。特に実証実験件数は目標値の1.5倍に当たる90件を自主目標として置いている点は高く評価できる。

・今後の目標達成に向けても、実証実験の前段階である研究開発の推進、県外の実証実験の呼び込み、特区自体の周知徹底など、更なる取組みの充実に繋がる仕組み作りに言及しており、高く評価できる。

このため、ⅠとⅡの平均値（4.35）に上記所見を加味（+1.00 ）し、総合評価結果をA（5.0）とする。

A

（注）ⅰ）-①、ⅰ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をⅰ）の点数とする。